

判決年月日	平成22年7月15日	担当 部	知的財産高等裁判所 第3部
事 件 番 号	平成21年(行ケ)第10238号		
○ 審決には、審判手続において提出された実験結果を参酌すべきでないとした点、同実験結果を参酌しても本願発明が予想外の顕著な効果を奏するものとはいえないとした点にいずれも誤りがあるとして、審決が取り消された事例			

(関連条文) 特許法 29 条 2 項

裁判所は、次のとおり述べて、特許庁の審決を取り消した。(1) 本願発明の容易想到性の判断に当たり、本願当初明細書には、「UV-B フィルター」として「2-フェニルーベンズイミダゾール-5-スルホン酸」と特定したことによる本願発明の効果に関する記載がされていると理解できるから、本件においては、本願発明の効果の内容について、審判手続において原告から提出された、審判請求理由補充書における本件【参考資料1】実験の結果を参酌することが許される場合であると判断すべきであり、したがって、これに反して、同実験結果を参酌すべきでないとした審決の判断には誤りがある。(2) 本願発明は、同実験結果を参酌すれば、引用発明に比較して当業者が予期し得ない格別予想外の顕著な効果を奏するものであって、引用発明から容易に発明をすることができなかつたというべきであるから、審決が、本願発明は予想外の顕著な効果を奏するとはいえず、引用発明から容易に発明をすることができたとした点には誤りがある。